

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件
原告 松竹 伸幸
被告 日本共産党

意見陳述要旨

2025（令和7）年9月22日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

原告訴訟代理人からは、本件除名処分における再審査手続の違法が、除名処分そのものを違法・無効とすること（原告第11準備書面・第1）について説明いたします。

1 再審査手続が適法であることが除名処分の効力発生要件となること

（1）再審査請求書の提出

原告は、被告による除名処分の通知を受けた後、規約に定められた権利に基づき、再審査を求める手続きを適法に行い、第I部から第IV部までで構成される「再審査請求書」を提出し、またそのA4要旨2枚の要約版も提出しました。これらはすべて、被告日本共産党の党大会が開催される前に、被告の手元に届いております。

（2）適法な再審査手続が除名処分の効力発生要件となること

次に、第11準備書面の主張の核心であります、なぜ適法な再審査手続が除名処分の「効力発生要件」となるのかについて、被告自身の規約の合理的解釈から説明します。この主張が最も重要な論拠となるものと考えています。

第1に、被告の規約は、除名処分を極めて重大なものとして位置づけ、その手続きを厳格に定めております。規約48条、49条によれば、除名は最も重大な規律違反に対する処分とされ、規約54条では、除名が「党の最高の処分」という最も重大な処分であることから「もっとも慎重におこなわなければならない」と明記されています。そして、この「慎重さ」を具体的に担保するのが、規約55条に定められた「中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる」という、被除名者の防御権の核心ともいえる権利です。この再審査手続は、除名処分に際しての聴聞手続など一体となって、除名処分に係る適正手続を構成するものであり、独立した形式的な手続などではありません。

つまり、被告が自らこれほどまでに厳格な適正手続を規約に設けている以上、

その手続きを適法に履践することが、処分の効力を発生させるための大前提となるのは当然の帰結だといえます。

そして、これを法的に表現すると、適法な再審査手続は除名処分の効力発生要件である、ということになります。支部などによる除名処分の決定は、それ単独で効力が完成するものではありません。その決定は、次の党大会までに被除名者から再審査の求めがなされることを解除条件とするものであり、その意味で効力が未確定な決定だといえます。

本件では、原告が実際に本件除名処分について再審査を求めていますので、その効力が未確定である状態から、適法な再審査手続が履践され、かつ、党大会において実質的な審査の上で承認がなされて初めて本件除名処分の効力が完全に確定することになります。判決が言い渡されても、上訴期間が経過するまでは判決が確定しないことと同様の構造です。

(3) 解雇権濫用法理（労働契約法 16 条）との整合性

そして、第 2 に、このような原告の主張は、労働契約法 16 条に定められる「解雇権濫用法理」の考え方とも整合いたします。労働者の解雇が有効とされるためには、「社会通念上の相当性」が求められます。判例・学説上、この「社会的相当性」を判断するにあたっては、懲戒事由の大きさだけでなく、解雇に至る手続の適正さが極めて重要な考慮要素とされています。例えば、就業規則に「解雇の際には、事前に弁明の機会を与えなければならない」といった規定があるにもかかわらず、使用者がその手続を無視して労働者を解雇した場合、その解雇は解雇権の濫用として無効となり得ます。

本件も同じ構造です。被告と党员との関係は、規約という契約によって規律されています。被告自らが定めた規約における再審査という重大な適正手続を被告が違法に行ったのであれば、それは党员に対する最も重い処分である除名処分権限の濫用であり、除名処分は手続が適正さを欠く観点から無効となり得ます。

このように、解雇権濫用法理との整合性の観点からも、本件除名処分は無効とされるべきです。

2 行政手続の場合との本質的な差異（公定力の存否等）

最後に、行政処分の場合との比較について触れ、その類推が全く当てはまらないことについて説明します。

確かに、公務員の懲戒免職のような行政処分には、「公定力」という特殊な効力が認められています。これは、判例が言うところの、「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有する」という効力であり、無効事由がなければ国家機関による適法な処分取消しがなされない限り、処分は有効なものと取り扱われるというものです。

このような公定力があるからこそ、行政不服審査法や行政事件訴訟法では、審査請求や取消訴訟を提起しただけでは処分の効力は停止しないという執行不停止の原則が法定されています。

しかし、言うまでもなく、政党の除名処分については、処分の「公定力」はなく、行政事件訴訟法に定めるいわゆる原処分主義のような規定も一切ありません。

したがって、本件除名処分の効力の有無は、あくまで被告と党员との間の契約である規約の解釈によって決せられるべき問題であり、先ほど述べたとおり、その規約が、適正な再審査手続を処分の効力が確定するプロセスとして定めている以上、その手続に違法があれば、効力は発生しないということになります。

3 結論

以上のとおり、第1に、被告自身の規約の合理的な解釈から、第2に、社会の常識ともいえる解雇権濫用法理との整合性から、そして第3に、公定力のある行政手続との本質的な差異等からも、適法な再審査手続の履践が本件除名処分の効力発生要件であることは法的に明らかです。

そして、原告がこれまでの準備書面で主張してきた通り、また、本日の原告の意見陳述でも明らかにされたとおり、本件再審査手続には、原告の防御権を根底から覆す、看過しがたい重大な違法性が存在します。

したがって、効力発生要件を欠いた本件除名処分は、違法かつ無効です。

以 上